日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2013. 06. 14

No.13-019

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

2013 年 5 月 31 日

客室高裁第三回口頭弁論

裁判傍聴・集会参加報告

2013 年 5 月 31 日東京高裁で客室乗務員の第三回口頭弁論が行われました。

裁判の始まる前に、原告及び支援者 230 名を超える参加の下、東京高等裁判所前で宣伝行動が行われました。OB 乗員も参加しました。

裁判（大竹たかし裁判長）では、陪席裁判官の交代により弁論更新（改めて主張を整理）が行われ、原告団から準備書面の提出と上条貞夫弁護士の意見陳述が行われました。この意見陳述に対し、裁判長から促された会社側弁護士は「特にありま

せん。」と反論しませんでした。
　裁判長は、原告団側から証人尋問について不当労働行為などの立証のために証人として申請されていた 5 名中客室乗務員 4 名の採用が決まり、醍醐東大名誉教授の採用は却下されました。会社側は証人申請を行いませんでした。
　次回裁判期日は 9 月 12 日となり午前 10 時から 16 時 30 分の 5 時間を掛けて原告団と会社側双方からの証人尋問を行い、別途弁論期日を設ける事も決まりました。
　報告集会では、傍聴できなかった支援者も含め 180 名を超える原告団・支援者が参加し、裁判内容が報告されました。

　今村護士からは、上記裁判での証人採用及び経過の報告が行われました。

　上条弁護士からは「会社側更生計画開始時点で『整理解雇はしない』と約束しながら 9 か月後の 2010 年 9 月に突然労組中心メンバーを囲い込む解雇基準を発表（急いだ理由は残したくない者が残ってしまう）し、削減目標は達成されていながら 5 人の執行委員・19 人の代議員などを解雇したのは、経営にとって『何人削減するかではなく、誰（活動家）を解雇するかが問題だった。』更に不当労働行為（争議権投票に介入・監視ファイル問題で経営は罰金も支払った事実・白紙の SKDL で乗

務を外す・不誠実交渉・Over The Head：「組合側交渉担当者を解雇」など）も行った。ILO 勧告：団結権の侵害・労組の中心メンバーを解雇した点に注目し、説明を求めている。」と指摘しました。

また、支援団体からの激励・原告団からの挨拶などが行われました。

関連ニュース　　不当解雇撤回ニュース　No.285 号

不当解雇撤回ニュース　No.286 号

新年度もこれまで同様、

カンパ活動への参加を

お願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

乗員裁判は今後の進行協議で決定

決まり次第お知らせします。

9 月 12 日（金）

控訴審　客室乗務員 第 4 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

10:00 ～16：30（4 名の証人尋問）